二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十四年三月六日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡辰野町大字平出二九一一の一、二九一二の一、二九一四、二九一五の一、二九一六の一、二九二〇の一、二九三二の一、二九三三、二九三四、二九五四の一、二九五四の四、二九五五の三、二九五五の五、二九五五の六、大字上島字追ケ崎一四四八、一四八五、箕輪町大字三日町字闇沢二一四〇の一、二一四〇の二、二一四〇の四、二一四一、二一四六のロ、字大崎二一四六のイ（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
大字平出二九一一の一（次の図に示す部分に限る。）、二九一二の一、二九一三の一、二九一四、二九一五の一、二九一五の二、二九三二の一、二九三三、二九三四、二九五五の六・字闇沢二一四〇の一・二一四一・二一四六のロ（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字大崎二一四六のイ
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十四年三月六日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県伊那市東春近五六七三の二・五六七四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五七〇七の四、六〇二八の二、六〇二八の五、六〇二九、安曇野市堀金烏川一三の二・一四の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、明科東川手九七〇〇の一、九七〇一、一〇一八七、一三四三〇のロ、一三六八五、一三六八六のイ、一三六八六のロ、一四二四六、一四二四九の二、一四二四九のイ、一四二六二、一四二六三、一四二六四の一、一四二六四のイ、塩尻市大字贄川字樽沢一三〇〇の一四三、一三〇〇の一七〇
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
東春近五六七三の二・五六七四・五七〇七の四・六〇二八の五・六〇二九（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十四年三月六日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県佐久市志賀字クネノ内一一四三、一一四四、一一五〇の一、一一五〇の二、塩尻市大字北小野字勝弦平一四三五の一、一四三九の一、一四四三、一四四四の一、一四四四の二、一四四八の一、一四四九の一、一四四九の三、一四五三から一四五五まで、一四五六の一、一四六一の一、一四六一の三、一四六三の一、一四六九、一四七〇、四〇七一、四〇八〇、四〇八四、字長洞四〇七七の一、四〇七七の二、字大棚四〇八一、諏訪市大字上諏訪字鍛治足一二五九七から一二六〇一まで、一二六四三、一二六五三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十四年三月六日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　和歌山県新宮市熊野川町日足字萬歳一六五の一・一六五の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字金割一七一、熊野川町上長井字小和瀬向井三三一の一、字八木山口三六五の一、熊野川町宮井字奥谷六二九から六三一まで、六三二の一、六三三、六三四、六三四の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字小和瀬向井三三一の一・字八木山口三六五の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十四年三月六日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県阿波市市場町日開谷字為後四四六の一から四四六の三まで、字中ノ名一の三、一の三四から一の四〇まで、字原田五の一、五の二、六の一から六の七まで、七の一、七の四
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字為後四四六の一・字中ノ名一の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字原田六の三から六の五まで
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び阿波市役所に備え置いて縦覧に供する。）